

社会福祉法人 横浜共生会  
主催研修会等の費用弁償並びに謝金の基準について

1. 研修会講師等謝礼金基準表

基準	立場・職業・職名等	・講師	・司会 ・パネラー ・助言者	・研究会委員 ・事前説明
A	大学教授・医者・又はこれと同等と判断されるもの	¥20,000  (¥40,000)	¥15,000  (¥30,000)	¥10,000
B	助教授又はこれと同等と判断されるもの。障害児・者福祉専門家（福祉関係教育機関の研究者）	¥15,000  (¥30,000)	¥12,000  (¥24,000)	¥7,000
C	大学講師又はこれと同等と判断される者、障害児・者福祉専門実務者・作業所・グループホーム等代表者及び、障害児・者団体当事者、関係者	¥12,000  (¥24,000)	¥9,000  (¥18,000)	¥3,000

- ・上記金額は、手取額とする。
- ・上記金額は、基準とする。

- (1) 上記基準額は各1時間単位のものであり（ ）内は2～3時間の場合。
- (2) 上記の基準額では依頼が困難と認められる場合、または依頼するには不相当と認められる時は、別途、単価を決定することができる。
- (3) 事前打ち合わせ・研究会等の費用は1日1回として決定する。  
（時間では換算しない・費用弁償は別途決定することが出来る）
- (4) 講師等を遠隔地から招へいする場合には、講師等の自宅または勤務地のいずれかの合理的な方から研修会場までに必要な交通機関の距離により、次の区分に該当する時間を講演時間に加える。

片道	50km以上	100km未満	1時間
片道	100km以上	200km未満	2時間
片道	200km以上	400km未満	3時間
片道	440km以上		4時間

2. 講師謝金については、10%源泉徴収をするものとする。